

●マイナンバーの利用範囲（下記以外にも手続きが必要な場合があります）

マイナンバーが必要な手続きの具体例		担当課・係
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当の認定請求 現況届の提出 など 	福祉課社会係 TEL72-1111(内線135・136・137)
児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の認定請求 現況届の提出 など 	
保育所等入所	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定申請 	
障害者手帳 (身体、精神)	<ul style="list-style-type: none"> 手帳の交付、再交付申請 記載事項(氏名、住所)の変更申請 など 	福祉課障害福祉係 TEL72-1111(内線470)
障害者福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護、就労支援、施設入所、障害児通所などの支給(変更)申請 自立支援医療費の支給(変更)認定の申請 補装具費の支給申請 など 	
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> 高額介護(介護予防)サービス費の支給申請 特定入所者介護(介護予防)サービス費の支給申請 など 	福祉課高齢者介護保険係 TEL72-1111(内線134)
生活保護	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の申請 	福祉課援護係 TEL72-1111(内線139)
国民健康保険 後期高齢者医療保険	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証の資格取得、喪失、再交付の届出 限度額適用・標準負担額減額認定の申請 高額療養費や療養費の支給申請 など 	健康課保険医療係 TEL72-1111(内線147)
母子保健	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠や低体重児の届出 養育医療の給付申請 	健康課健康促進係(健康センター) TEL72-7176
市税等	<ul style="list-style-type: none"> 市税等の申告(住民税の申告は平成28年分の所得の申告から) 減免の申請、税関係の各種届出 など 	税務課課税係 TEL72-1111(内線154・155)
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 入居申込み 収入申告の届出 など 	建設課建築係 TEL72-1111(内線336)

◎代理人が申請を行う場合

代理権の確認、代理人の身元の確認、申請者本人のマイナンバーの確認を行います。

■代理権の確認に必要な書類

- 法定代理人(申請者が未成年の場合の親権者や成年後見人など)の場合は、戸籍謄本やその資格を証明する書類
- 任意代理人(法定代理人以外の者)の場合は、委任状
- 上記の書類がない場合は、官公署等が本人に限り発行した書類や、市役所等のマイナンバーを利用して事務を行う機関が適当と認める書類(申請者本人の健康保険証など)

■代理人の身元の確認に必要な書類(次のうちいずれか1つ)

- 代理人の個人番号カードや運転免許証など顔写真入りの書類を1つ
- 代理人の健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書などや官公署が発行する書類を2つ以上

■申請者本人のマイナンバーの確認に必要な書類(次のうちいずれか1つ)

- 申請者本人の個人番号カードまたはその写し
- 申請者本人の通知カードまたはその写し
- 申請者本人のマイナンバーが記載された住民票の写しなど

問 合 せ

■マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)のホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

■マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) 0120-95-0178

※平日=午前9時30分~午後10時、土日・祝日=午前9時30分~午後5時30分(12月29日~1月3日を除く)

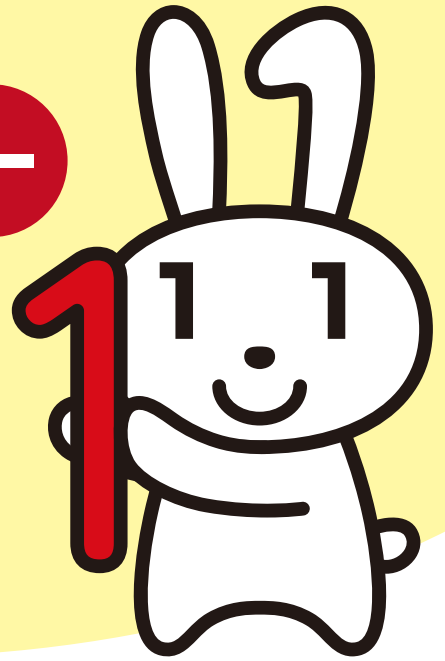
■枕崎市の窓口

- 「通知カード」、「個人番号カード」に関すること
市民生活課市民係 TEL72-1111(内線143・149)
- その他マイナンバー制度に関すること
総務課行政改革推進係 TEL72-1111(内線400)

1月 から

マイナンバー

の利用が始まります



平成28年1月から、福祉や税などの手続きの際に「通知カード」か「個人番号カード」が必要になります。

今回は、どのような手続きでマイナンバー(個人番号)を利用するかお知らせします。

通知カードは受け取りましたか？

不在等の理由で、通知カードをまだ受け取っていない方は、市民生活課市民係で3月末まで通知カードを保管していますので、保管期間内に受け取ってください。

受け取りの際は、次のとおり、本人確認ができるもの等が必要になります。

- 本人(世帯員)が受け取る場合=本人確認書類、印鑑
- 代理人(世帯員以外)が受け取る場合=該当者の本人認

認書類、代理人の本人確認書類、委任状、印鑑
※本人確認書類=運転免許証、健康保険証、年金証書、官公署が発行する書類など
通知カードについての不明な点は、市民生活課市民係にお問い合わせください。

■問合せ 市民生活課市民係 TEL72-1111(内線143・149)

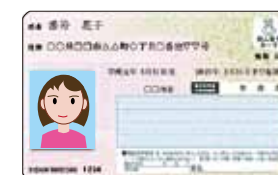
マイナンバーの確認について

福祉や税の手続きなどマイナンバーを記載した書類を提出するときに、記載されたマイナンバーが正しいことを確認する必要があります。確認方法は、次のとおりです。

個人番号カードを持っている場合

番号確認と身元確認が、カード1枚で可能です。

●番号確認と身元確認



個人番号カード

個人番号カードを持っていない場合

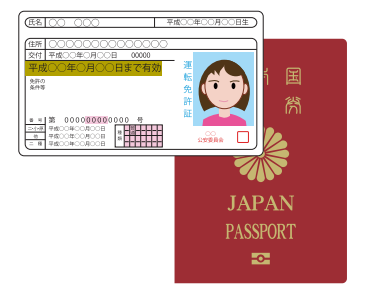
次のもので、番号確認と身元確認を行います。

●番号確認



通知カード、住民票(マイナンバー付き)など

●身元確認



運転免許証、パスポートなど